

教育職員特別免許状の授与に係る意見聴取要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）第5条第4項の規定に定める学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者（以下「特別免許状検定委員」という。）の意見の聴取に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別免許状検定委員)

第2条 特別免許状検定委員は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の5の規定に基づき、次に掲げる者のうちから、必要の都度、〇〇県教育委員会（以下「授与権者」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 免許法別表第1備考第5号に定める認定課程（以下「認定課程」という。）を有する大学の学長又は認定課程を有する学部の学部長
- (2) 〇〇県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長
- (3) その他学校教育に関し学識経験を有する者

(意見聴取の方法)

第3条 特別免許状の出願があったときは、授与権者は、意見書（別紙様式1）により特別免許状検定委員から意見を聴取するものとする。

(会議の招集)

第4条 〇〇県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、必要に応じて特別免許状検定員を招集し、協議を行うことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

特別免許状に係る教育職員検定基準

特別免許状は、次の表の（１）～（５）のすべての項目について基準を満たすと認められるものに授与する。

項 目	基 準	提 出 書 類 等
（１）学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者（免許法第５条第３項第１号及び免許法施行規則第６５条の４） ここで、文部科学大臣が認めた者とは、学校教育法施行規則第７０条第１項の規定により大学の専攻科又は大学院の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（同項第１号に該当する者を除く。）とする。		卒業証明書又は大学評価・学位授与機構が発行する証明書
（２）担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者（免許法第５条第３項第２号）	担当する教科に関する相当な期間の実務経験を有するか、優秀な技能を有すると認められる場合等	公的資格、各種競技・展覧会受賞等を証明する書類、経歴調書、実務に関する証明書等
（３）社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者（免許法第５条第３項第２号）	教育職員として適格な人材であること	人物に関する証明書 （授与権者が必要と認める場合は、本人の申立書、自己アピール文、学校教育に関する小論文、面接等の方法を加える）
（４）教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする旨の推薦の妥当性	学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性を求める場合等、必要性が認められること	推薦書 （授与権者が必要と認める場合は、申請免許教科の教員数及び週担任予定時間数を表す書類を加える）
（５）身体	教員の職務を行うのに必要な健康状態であること	身体に関する証明書

別表様式1

意 見 書

年 月 日

〇〇県教育委員会様

特別免許状検定委員

印

教育職員特別免許状の授与に係る意見は下記のとおりです。

記

1 審査対象特別免許状（新規・期間満了再出願）

免許状の種類	学校教諭特別免許状（教科： ）
申請者氏名・ 生年月日・本籍（都道府県）	
学位等	
採用予定校	

2 審査内容及び意見等

項	目	判 定	判 定 理 由
1	担当する教科に関する専門的な知識又は技能について	合 格 ・ 不合格	
2	社会的な信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について	合 格 ・ 不合格	
3	学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする推薦の妥当性について	合 格 ・ 不合格	
4	身体について	合 格 ・ 不合格	
総 合 判 定			合格・不合格
<p>その他参考意見</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>			

合格・不合格はいずれかを○で囲んで下さい。

〇〇県教育職員特別免許状審議委員設置要綱

(設置)

第1条 特別免許状の授与に係る教育職員検定を公正かつ適性に行うため、〇〇県教育職員特別免許状審議委員（以下「委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について、〇〇県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、受験者の授与資格の有無について審議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 受験者の教育職員としての適格性
- (2) 任命権者又は雇用者の推薦の妥当性
- (3) その他検定に必要な事項

(組織)

第3条 委員は教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の5の規定により、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱する。

- (1) 認定課程を有する大学の学長又は認定課程を有する学部の学部長
- (2) 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長
- (3) その他学校教育に関し学識経験を有する者
 - 2 委員は3人以上7人以内とする。
 - 3 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(委員の招集)

第4条 教育委員会は、必要に応じて、委員を招集する。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成〇年〇月〇日から施行する。

〇〇県特別免許状審査会設置要綱

(設置)

第1条 教育職員免許法（昭和24年法第147号）第5条第4項の規定に基づき、教育職員特別免許状に係る教育職員検定（以下「検定」という。）において合格の決定をする際の意見を聴くため、〇〇県特別免許状審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、〇〇県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 出願の教育職員としての適格性及び教科に関する専門性
- (2) 学校教育における効果
- (3) その他委員が審議することを必要と認める場合

(組織)

第3条 審査会は8名以内の委員をもって組織する

- 2 委員は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26条）第65条の5に規定する者のうちから教育長が任命し、又は委嘱する。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長は、審査会を召集し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選により選任された者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて開催する。

- 2 審査会の会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
- 3 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決する。この場合において、前項の規定により書面による表決を行う委員は、出席したものとみなす。

(答申)

第6条 審査会は、審議の結果を教育長に答申する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、〇〇県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。